

平成29年 7月31日開会

平成29年 7月31日閉会

平成29年第6回
和気町議会臨時会会議録

和 気 町 議 会

平成29年第6回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成29年7月31日 午前9時00分
2. 会議の区分 臨時会
3. 会議開閉日時 平成29年7月31日 午前9時00分開会 午後0時03分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正 5番 尾 崎 忠 信 6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男 8番 草 加 信 義 9番 安 東 哲 矢
10番 柴 田 淑 子 11番 当 瀬 万 享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大 森 直 徳 副 町 長 稻 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作 会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一 危 機 管 理 室 長 新 田 憲 一
ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一 地 方 創 生 課 長 野 津 浩 之
税 務 課 長 桑 野 昌 紀 民 生 福 祉 部 長 青 山 孝 明
生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克 健 康 福 祉 課 長 則 枝 日 出 樹
介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之 産 業 建 設 部 長 南 博 史
産 業 振 興 課 長 万 代 明 上 下 水 道 課 長 豊 福 真 治
地 域 審 議 監 大 石 浩 一 事 業 課 長 岡 本 康 彦
教 育 次 長 今 田 好 泰 学 校 教 育 課 長 藤 原 文 明
社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議 会 事 務 局 長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	1 番 山本 稔 2 番 居樹 豊
日程第 2	会期の決定について	1 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	議案第 5 7 号 平成 2 9 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
日程第 5	議案第 5 8 号 財産の無償貸付について	原案可決
	議案第 5 9 号 財産の無償貸付について	原案可決
日程第 6	議員派遣の件	承認

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回和気町議会臨時会を開会します。

なお、山陽新聞社より撮影の申し出があり、許可いたしておりますので、ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 山本 稔君及び2番 居樹 豊君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る7月24日、議会運営委員会を開き、本臨時会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る7月24日午前9時15分から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。委員会には議会運営委員全員、町長、副町長、関係部・課長が出席のもと、平成29年第6回和気町議会臨時会の会期、日程、案件等を協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期であります。7月31日、本日1日間に決定いたしました。

日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、日程第6の議員派遣につきましては、日程第5の議案第59号の採決後、休憩をとり、全員で協議をすることといたしております。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

(日程第3)

○議長(当瀬万享君) 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いいたします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） おはようございます。

本格的な酷暑が続きます本日ここに、平成29年第6回和気町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には早速ご参集賜りまことにありがとうございます。

それでは、6月22日、第5回定例会以降の諸般の報告であります。6月25日に東備消防組合において、東備消防、備前警察署、備前市消防団、和気町消防団合同の大規模災害を想定した合同訓練が行われました。当日は和気町に在住する防災士のドローンを使用した被災状況確認のデモンストレーションも行われました。

次に、7月1日、2日の2日間室原すもも園ですもも狩りを実施いたしました。町内外から大勢の方が訪れ、すもも狩り入園者は約400人と盛況でございました。今年のすももの状況ですが、病害虫による被害はほとんどなく、大石早生においては実が太る時期に雨が少なかったことによる玉太りが悪かったことを除けば、天候に恵まれ、豊作だったと言えます。また、ソルダムにつきましては実の太りもよく、平年並みの収穫が見込まれています。

また、今年のりんごの育成状況でございますが、3年間かけて土壌改良を行い、今年が一番いい状況です。9月10日に恒例のりんご祭りを開催します。多くの方にりんご狩りを楽しんでいただけると期待しております。また、ステージではりんごの皮むき競争や重量当てコンテストなど、地域の皆様による様々なイベントを計画しております。

次に、7月9日、国際医療ボランティア組織AMD Aが提唱してきた国際医療貢献プラットフォーム設立総会に出席しました。今後、医療、財界、教育関係者がノウハウを持ち寄ることで、岡山から日本発世界貢献を目指します。和気町といたしましては、南海トラフ地震発生時の相互連携体制の構築を目指してまいります。

次に、7月12日のサエスタで行われました区長会に出席し、29年度の主要事業の説明と今後の諸事業の推進等を依頼してまいりました。

次に、7月18日、岡山県議会総務委員会の県内調査があり、和気町の地方創生に関する取り組み、特に移住定住施策について説明を行ったところでございます。

次に、カナダのハナ町と和気町との青少年交流事業についてでございますが、和気町から中学生4名が7月25日にカナダに出発し、現地のホームステイ先に滞在しながら、カナダの大自然を満喫したり、同年代の子供たちとの交流を通じて、日本では体験することのできない生の英会話に触れる勉強をし、8月7日に帰国いたします。また、ハナ町の高校生2名は8月7日に和気町に来町され、日本でのホームステイを通じて日本の文化の体験を行い、8月16日の和文字焼きまつりへの参加等を行い、ホームステイ家族とともに日本の観光地などを訪れる予定で、8月26日にカナダへ帰国する予定であります。

次に、7月23日に、役場前の金剛川河川敷を会場とした毎年恒例の第18回金剛川水辺の楽校子どもの夏を開催いたしました。町内外から多くの子供たちが参加し、飛び込み、川渡り、カヌー体験など、川での遊びやアユのつかみどりや水生生物の観察など、暑い夏の一日を楽しく過ごしました。参加者は例年よりやや多く約500人でございました。周辺地域の区並びにライオンズクラブの皆様にご協力をいただきました。また、今年度も和気閑谷高校の生徒の皆さんにボランティアスタッフとして応援をしていただきました。

次に、7月25日から8月10日までの日程で平成28年度決算監査が実施されております。監査委員には大変暑いときですが大変お世話になります。

次に、7月26日、国土交通省本省、岡山県選出国會議員へ美作岡山道路整備促進期成会及び県内東部8事業の要望を行いました。特に和気町といたしましては、美作岡山道路の早期完成並びに国道374号、吉井川上流

地域整備事業の早期完成に向けて、約10.8キロ、約40億円の事業実施を早急に完成すべく、要望いたしたところでございます。

次に、7月28日、上海市嘉定区サマーキャンプに参加する和気閑谷高校の生徒2名と引率の先生1名を壮行いたしました。この事業は、嘉定区が友好都市在住の青少年を招待し、異文化の交流を行うことと6カ国、8都市との関係を更に深め、お互いの国を理解することを目的に実施されるものであります。

今年度事業の状況でございますが、まず矢田団地の企業誘致の状況でございますが、本年度の岡山県の企業立地ガイドに掲載し情報発信をいたしております。都市部で開催されるセミナーに参加しPRを行うとともに、県の企業誘致投資促進課を初め、東京、大阪事務所と連携をとり誘致活動を進めているところでございます。県企業誘致投資促進課への問い合わせは数件あるものの、現在のところ具体的にはなっておりません。

次に、佐伯グラウンドの改修工事についてでございますが、電気設備関係工事、駐車場舗装、一塁側のフェンスの設置工事とともに、発注に向けた実施設計書を作成しました。今後、入札で請負業者を決定し事業を進めてまいります。

次に、皆さんにご心配をかけておりました和気鶴飼谷温泉ポンプの復旧状況でございますが、7月30日からポンプによるくみ上げを行っております。本日確認作業を行っておりますが、できるだけ早く完全復旧になるべく進めてまいります。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、議案第57号平成29年度和気町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長(大森直徳君) それでは、議案第57号の平成29年度和気町一般会計補正予算(第2号)についてですが、この補正は歳出予算のみを補正するもので、予算総額に変更はありません。今回の補正は、固定資産税の過年度分過誤納還付金を増額し、予備費で調整するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、まち経営課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、議案第57号の細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長(立石浩一君) 議案第57号説明した。

○議長(当瀬万享君) これから議案第57号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) 失礼します。

これは、和気町に進出していただいている某飲料会社が新しく水質汚濁防止法の規定によりそういう污水处理設備を27年度に設置したということで、これにより以前から制定しているわがまち特例というんですか、町税の特例というか、そういうものによって、固定資産税というか償却資産があるのでだんだんその償却価値が減ってくるということで、毎年還付金が27年度から生じてきたと。このことについての還付金が620万円になるというふうなことであると思うんです。もう一遍その辺の、私も税法はよくわからないんです、本当言って、利息分が21万2,000円ですか、合わせて27年度、28年度で出てきているようなんですけど、引き続き29年度も出てくるんだけど、これはこの資料によると211万円は歳入還付となるため今回の補正予算には計上しておりませんと。相殺するという意味だろうと思うんですけど、その辺も含めて若干簡単にもう一度おさらい

の意味で担当税務課長の方からご説明をいただけたらわかるんじゃないかなと思います。

あと、ちょっと町長にこの某飲料会社については、2番目に質問させていただきます。とりあえず説明をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 西中議員の質問にお答えします。

この今回の補正につきましては、平成26年に設置しました水質汚濁防止法の規定により設置した汚水処理設備の課税標準の特例申請書が今年になって提出されまして、それが平成26年に設置されたものは平成27年度から課税されるようになるということになります。したがって、平成27年度から還付金が発生するという形になります。

この特例につきましては、課税標準を3分の1に減額するものでございます。例えば取得額が1,500万円のものであるとすれば、3分の1であります500万円を課税標準にするものでございます。通常ですと取得価格が課税標準になりますので、その分3分の1に減額するというものでございます。

それから、歳入還付という形のものです。

29年度については、歳入還付というものになるのですが、これは歳入予算の中から納税者の方へ返金するという形のものでございまして、予算的には歳出予算の計上はしておらない状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりました。

ですから、その原因による26年度の水質汚濁防止法による汚水処理設備のこの還付金は、減ってくるけども、例えば29年度は211万円ですから、30年度もまた幾らか、100万円台になるんでしょうか、そういう形で次々ゼロになるまでそういう還付金が生じてくるということでございますね。それだけちょっと教えていただきたいと思います。

それから、これは私今厚生産業常任委員会に所属しておりますが、その中でこの某飲料会社は6年ぐらいになるんですかね、5年になるんですかね、ちょっとそこはきちっと覚えておりませんが、この企業については鳴り物入りで誘致して、たしか産業振興のために5,000万円を補助金で交付すると。それから、一応上水道料金はいたいておるんですが、後から毎年毎年2分の1をやっぱり産業振興ということで交付していると。実質的には半分減額しているということだろうと思うんですけども、非常に優遇をしているわけですね。これを誘致する際には、非常にバラ色のお話をされて、そこへ見学に行った方が泊まったり、野菜を買われたり、いろいろプラスの要素があるんだと。確かにあると思うんですけど、いろいろ聞いていると、職員を採用しているのは10人もいないとか、パートさんは20人ぐらい採っているようでございますけれど、いろいろあるわけでございます。

そういう点で、やはり今後大企業というのはぱっと何かあるとマイナスになってくるとすぐ逃げるとか、いろいろなことが備前市の某E地区の電気会社が、今もう設備を置いたまま出ていっておりますけれども、これからの企業に対しては、和気町に貢献をしていただかないといけないというふうに私は思うわけでございます。その点で、今後某飲料会社、固有名詞は言いませんけれども、今後どういうふうに執行部というか、町長としてその辺は要望なりそういうことをやっていく、あるいはいい情報が今後この会社がこういうふうなことをやっているというふうなことをぜひ教えていただけたらなというふうに思います。ぜひ町長、お願いいたします、コメントを。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） まず、30年度以降の還付金のことについてお答えします。

平成30年度課税額は、もう既に減額をしたもので課税をしていくようになりますので、30年度以降に還付

金というのは発生してきません。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 企業誘致のあり方また大手の企業を誘致した場合に、和気町へのメリットが余りないんじゃないかというご指摘でございます。

今回、今のヤクルトというのは臨時も含めてですが約190名の職員の体制で今進められております。先般も、ヤクルト祭で約3,000人の方が訪問され、そして年間3万人以上の方がヤクルト視察に来られ、そして鶴飼谷温泉での交流もされており、そして町内への回遊もされておるといこと、それからこれだけの独立会社でございますので、今後一定の期間が経過すれば税収というのは和気町に入ってくるという形でございます。一定の期間というのは優遇措置等をしておりますが、いわゆる一定の期間が終了すればそれぞれ税収として和気町へ入ってくる。そして、職員につきましては、大手企業でございますので、なかなか縁故採用というそういうことはできませんので、それぞれ正規の試験を受けながら、そしてヤクルトの場合、現場は高校卒ということでございますので、専門学校は高校卒までおろせば入試は受けれることになっております。そういった形で、今30人の和気町の方が働いておられるというところでございます。臨時等を含めるとまだまだ50人近くおられますが、正規の職員は30人でございます。

そういった状況の中で、これからも和気町に岡山和気ヤクルト工場が設置されておるとい一つのイメージ、また企業の視察等も年間3万からだんだん増えてきて、5万を予測いたしておりますが、そういった人たちの交流もぜひ和気町にいい面での受け入れができるように今後も進めてまいりたい。観光面でも、町内回遊ができれば一番ありがたいというように考えておりますので、ぜひ大手企業だから和気町にメリットがないというようには我々も考えてないわけで、ぜひいい形で今後の行政との接点も考えながら、いろいろな形で出入りされる人の動きを和気町の中で回遊をしていただけるよう、これからも努力してまいりたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） よくわかりました。

3万人程度は見学に来られている。それから、30人程度は雇用しているというところで、私の認識がちょっと違っていたところもあるようでございます。ぜひとも企業というのはやっぱり社会的にも貢献していただく、それからそういう雇用の面でも本当に町内の方にうまくそういうマッチといいましょうか、貢献していただけるように、今後ともよろしく要望の方といいましょうか、お願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの還付金の件はわかりました。もうこれで終わりだというふうなことだと思います。要するに、申告であるので、それがおくれたからこういうふうなことになっているということですね。その減価償却しなければいけないということがわかっておれば、その額によって課税するというので、還付金は今後発生してこないという意味でございますね。わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） わざわざ1件一般会計の案件があつて補正をしておるわけですが、もう少し詳しく説明してください。どうして今還付しなきゃいけないのか。根拠があるわけでしょう。だから、その根拠をやっぱり、今の時期に還付しなければならないというその根拠をね。税の規則があるんなら税の規則で。申請があつたら速やかに還付するということになっているのかもしれませんが、そこらあたりの根拠をはっきり示さないと、この一般会計でこれ1件で補正というのは、どうも、この時期に。だから、この時期にどうしてこれを出す必要があつたのか、それをもう少し根拠を含めて説明してほしいと思います、丁寧に。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） このたびの臨時議会で予算を補正計上させていただいた理由としましては、日数が

遅くなると還付加算金の額が膨らむということで、今回の7月議会の臨時会で予算要求をさせていただきました。

還付加算金の計算の始まりは、納付、納入のあった日の翌日からが起算になります。還付加算金の計算の終わりの期は、還付のための支出決定をした日が終わりの時期になります。日数が増えれば増えるほど還付加算金の金額が膨らむということで、できるだけ早急に還付したいということで、このたびの臨時会で予算を要求させていただいたということでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） そういうふうに説明していただければわかるんですよ。何でこの時期にこれ1件だけのために一般会計をいらうのか、9月でもいいじゃないかと一般的には思うわけです。だから、そういう根拠をきちんと説明すれば理解もしやすいわけですから、そこらあたりは説明不足だと僕は思うけど、ようわかりました。了解いたしました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 大体今の説明でわかったんですが、この書類を申請された向こう側は今年申請をされたわけですが、それまで申請をされなかったというのはわがまち特例というのがわからなかったから申請されなかったのか、またこちらからこういうのがありますというのを向こうの企業の方にお伝えして申請をされたのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） まず、こちらの通常の償却資産の申告書を見ただけでは、課税標準の特例に該当するかどうかというのはうちの方では判断が付きません。企業の方からこういったものがあるというふうな特例適用の申請が出てこない限り、うちの方としては把握が不可能な状況でございます。

今回の法人からの問い合わせについても、もともとこの和気の工場の中では気がついてなかったようでございます。関連の会社のいろいろ研修会等でそういった特例が適用になるんじゃないかというのがわかったということで、今年6月にこの会社から和気町の方へ相談がありまして、この7月に特例適用の申請書が提出されたという状況でございます。

（5番 尾崎忠信君「申請の日にちは」の声あり）

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 申請の日にちということがありましたが、それもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この内容を見ただけではわからないということなんですが、それではこれからほかのところもしこういうのがあれば、企業の方で研究して出してくれんとわからんということでしょうか。その2件をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） まず、申請の受け付けなんですけど、本年7月19日受け付けとなっております。

これにつきましては、申請主義ですので、申請によって減額の手続をするようになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） もう一件。

じゃから、ほかの企業がもしこういうことがあるということがわからずに、そのまま過ごしたということになるようなことがあるかもわからん。こちらの方でそういうことがわからんということであれば、企業の方からもうこうこうですからお願いしますという申請が出ない限りはもうわからないということでもよろしいですか。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 山本議員がおっしゃるとおり、申請がなければ減額にはならないということでございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） どこの工場でもかなり汚水を出しようと思うんですよ。例えばメイトなんかかなり出しとると思うんですが、そういう会社は吉井川なら吉井川に直接流すというようなことはやっておらんと思うんです。言ってみると、そういう水をいったん浄化して、その後に川に流すというふうになっておるんじゃないかと思うんですが、そういうような企業というのは大量の水を使いますので、その水を使っておる状況の中から流れて出てくる水の量もわかってくるんじゃないかというふうに思いますが、そういう点では、申請主義というふうに言われましたが、大きな企業は自分で申請するだけの力を持っておるんですが、そうでない企業との間にかかなりの不平等が出てくることは考えられますね。そういう中で、申請主義だと言うてしまうのは果たして正しいんだろうかというふうに思います。

日本では、企業の優遇措置が非常に行き届いておりまして、他の国に比べますと税法なんかは非常に整備されとるといえるか、企業よりにできておるんですが、これはわがまち特例というふうに言われましたけども、こういう優遇措置というのは、企業ばかりでなくて、家庭汚水なんかについてもかなり水道料金でそちらの方も払っているんですが、ここら辺の優遇なんかはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 柴田議員のご質問ですけど、この件につきましては、固定資産税の中の償却資産部分ですから、個人は対象になりませんし、それから税金の税目というのは、法人税の償却資産分で、これは申請ではなく、企業が法人税の申告をしてくるわけです、毎年。その中でそういう水質汚濁防止法に係る設備をしたかしないかはこちらではわからないと。ただ、こういう特例に値するような施設を設けているということはかなり大きな大企業であるという認識はいたしておりますけど、我々税務課の職員が、これがその設備だという認識は、いっぱい償却資産の種類が上がってきますから、その申告書の中で選んでいくというようなことは非常に難しいという判断をしておりますので、まずもって申告ということでございますので、こちらではわからないということでございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 今、副町長は法人税というふうに言われましたが、これは法人町民税のことですね、はい、わかりました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第57号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第57号平成29年度和気町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することにご異義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、原案のとおり可決しました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第58号及び議案第59号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 議案第58号及び議案第59号の2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

学校跡地等の問題につきましては、和気町にとりましても重要な課題であり、公募を受け検討委員会で慎重に議論いただき、答申を受けました。町としましても、答申内容を尊重するとともに、十二分に検討いたしまして、仮事業者の決定をいたしております。地区説明についても、7月3日に石生地区検討部会、7月20日に和気地区事業者説明もあわせて行ったところであります。

学校跡地の利用については、財政の後年度負担とならないよう必要最小限の負担にとどめる活用とし、校舎や校庭等を貴重な地域資源と位置づけ、施設を有効に活用することにより、本町への交流人口の増加が見込める絶好のチャンスと捉え、現在まで進めてまいりました。

この契約によりまして、大学のキャンパスがある和気町というイメージの中で、これから石生、和気地区はもとより、町全体で大学生を生かしていく。そして、地域と一体になりながら地域づくりをしていく。また、2040年には和気町の人口は1万を切り、9,800人との国の試算がなされております。1万人を切らないまちづくりにつながり、まさにこのことが和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、和気町への新しい人の流れをつくることになると確信しているところであります。

石生のベースボールパーク、和気小学校のサークル事業等の使用により、生徒の定住や通学による交流人口増加の効果、既存施設の改修に伴う投資による経済効果、教育機関としての社会的効果や大学の一部が立地することになる文化的効果も見込まれ、教育環境の向上、スポーツを通じて学ぶことができるまちづくり、若者が集まること、にぎわいのあるまちづくり、そして地域と共生することで実現し、町としてのクオリティーが格段に上がるものと確信しており、教育の町和気町を目指す本町の先進的な取り組みとなるよう努力してまいります。

また、これからの社会、今までの高校生、大学生は、自分が勉強すればいいという社会であったわけですが、今日では本当に地域との共生が必要で、社会で学んでいかなければ自分の人生が活かされていかないという社会になっているわけで、創志学園もぜひ地域のイベント、ボランティア、そしていろいろな協働事業に積極的に参加していきたいとお話をいただいております。

大学誘致は公共性の高い事業であると判断しており、グラウンド、学校を無償貸与したいと考えており、町の重要課題であります跡地問題を町政の大きな課題としてぜひとも成就させたく、理解をいただきたいと思っております。

議案の内容ですが、議案第58号の財産の無償貸付についてであります。石生小学校跡地及び総合グラウンド等の土地、建物、工作物を学校法人創志学園に和気町の今後の活性化及び発展に資することを目的に、平成29年8月1日から平成49年3月31日まで無償貸し付けするものです。

次に、議案第59号の財産の無償貸付についてであります。和気小学校跡地の土地、建物、工作物を学校法

人創志学園に和気町の今後の活性化及び発展に資することを目的に、平成29年8月1日から平成49年3月31日まで無償貸し付けするものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、まち経営課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第58号及び議案第59号の2件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第58号・議案第59号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第58号及び議案第59号の2件の質疑を行います。

まず、議案第58号の質疑はありませんか。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 住民利用の第20条でございます。

これは、住民による使用、使いたいということがあれば、その都度協定書を締結するというところでよろしいのでしょうか。

また、これは締結書をもう最初につくっておいて、何年間とかそういうふうにするような協定書でしょうか。その協定書の内容をちょっとお知らせください。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、先ほどの山本議員の住民利用の協定のお話でございますが、こちらにつきましては、今現在行っております校庭開放が主たる内容となっております。こちらにつきましては、年間計画を立てたもので、貸付相手方と協議をいたしまして、今後協定書を結んでいくという予定で考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

（1番 山本 稔君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 先ほど町長の提案理由でも十分な検討や説明をしてきたということでございましたが、私は若干考え方が違うわけでございます。少子・高齢化や人口減が進む中で、地方創生を和気町も掲げて頑張っているわけですが、創志学園、IPUのベースボールパーク、あるいは次の議案になりますが、和気小跡地の大学キャンパス等の利用、これは大変私も魅力を感じておりますし、和気町が大きく変貌する一つの夢事業にもなる可能性があるというふうに理解はいたしております。

若干私の思いは違うんですが、地域では検討委員会を立ち上げて検討を進めたところもございました。それが突如5月中の公募というようなことで、いささか拙速ではなかったかなというふうにも感じております。そのような中で、創志学園ありきで進めてこられたのかなというふうな感じもいたしております。町民への十分な周知、協議が不足しているという私は認識でございます。

そんな中で、今回の石生小跡地と総合グラウンドの一体での無償貸与ということでございますが、先ほど同僚議員からもございました。和気町総合グラウンドは行政財産であります。設置条例では、町民のスポーツ振興と体力づくり推進のため設置すると明記されております。また、利用禁止につきましては、施設の損壊及び工事等で利用者に危険が及ぶときと記されております。どの項目を適用して無償貸与するのか、また施設を管理する教育委員会として、教育長は利用する町民の立場として執行部との協議をされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、これ利用者は6カ月前から申し込みができて、計画ができるような内規、これがあつたと思いますが、

体育協会やスポーツ少年団、利用団体とのこれまでの説明や協議はどのようになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、貸与期間の20年間、このあたりの説明もちょっとしていただけたらなというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 失礼いたします。

私の方からは、町民への周知、説明についてご説明いたします。

和気の総合グラウンドは、8月1日付で相手方に貸し付けいたしましても、8月いっぱいには和気町の今予約している方を優先に使わせてくれと強く向こうの相手方へ言いました。7月25日であります。8月31日までは町の思うように使ってくれという了承を得ました。これは、7月25日に私が相手の課長と協議をいたしました。

次に、住民への周知徹底ですが、9月以降の使用希望者には個々に電話で対応しました。これが7月25日から7月28日の間に個々に電話で対応し、グラウンドの代替案を出しました。佐伯グラウンドの方へ9月1日以降は移って使用させてくださいとか、こことここがダブっているので、こっちをこの時間、こちらをこの時間に使っていただくとか、提案を出しまして了承を得ました。また、体育協会、スポーツ少年団、全軟事務局、グラウンドゴルフ協会とも調整を行いました。これ7月25日であります。

以上のように、現在予約を受けている団体には全てご説明をいたしました。また、一般の方には、次回の広報にて掲載するようにしております。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 山本議員の町当局ときちっと話はできたのかということですが、こういう話が少し出てきたときから、この問題についてどうするかという話はずっとしてきております。

前、山本議員が言われましたように、6月から停止をしたというときに誰がしたのかということで、そのときに私の方が停止にしたということも申し上げましたが、そういういろんなことがあって住民に支障を来してはいけないということでいろいろやったことが、いろいろな方向ではっきり決まっていなかったりなかなか難しいところもあったんで、調整が難しかったなというふうに思いますけれども、町と町長との中ではいろいろな総合グラウンドの使い方については十分話し合いをしてきたつもりであります。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 住民利用の第20条の関連の件で議員からご質問がありました。甲乙間で協定書を締結するとなっております。本来であれば和気町の運動場条例の中の和気町総合グラウンドを普通財産として条例改正すべきでございますが、この第20条の協定書の条項を鑑み、住民利用も考えられることから、条例改正しないことと考えております。

行政財産は普通財産ということで、創志学園に完全に引き渡す日に行政財産から普通財産に変えるという予定でおります。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） わかったようなわからない話での20条の関係があるわけですが、6カ月の申込期間、9月1日からは基本的には使えなくなるという理解をせざるを得ないような説明でございます。本当にI P Uのベースボールパークへグラウンドをつけないということであれば、当然創志学園、I P Uの方も不要なものになるというのは十分理解をしての話であります。町民サイドから考えるとやっぱり町費を使って整備してきた総合グラウンドを無償での貸与、これにはかなり大きい抵抗もあります。執行部の方へもかなり声が届いているんじゃないかなというふうに思います。

先ほども言いましたが、同僚議員から第20条の適用で、例えばの話ですが、第1、第3日曜日あるいは第

2、第4日曜日、ここらあたりは町民優先の条件をつけて付すようなことをぜひ考えていただきたい。そのくらいのは町民目線でやっていただきたいなというふうに思っております。いろんな意味で、町長もいい提案説明もせられたことですし、その可能性も十分あるであろうという期待を私もいたしておりますので、現状として総合グラウンドを今申し込みしてもなかなかあいとる日がないというほど利用も多いように聞いております。赤磐市とか備前市の方のグラウンドを借りに行っているような現状もあるわけですので、ぜひともこの20条へ条件を付していただきたい。これもう既にできたもんだからできないということであれば、他の覚書で何らかの意思表示をするということをぜひしていただきたいんですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

町長、気持ちよう第1、第3、第2、第4ぐれえはどねえかします言うてください。

○議長（当瀬万享君） 10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先ほど山本議員の方から質問がありました。毎週土曜、日曜にぜひあけて、現在まで使っておったそれぞれのチームそして学校等が使えるように、協定の中ではっきりそのことをうたってほしいということでした。協定の中まで入り込むのは非常に厳しいと向こうも思っていますので、これから十分協議をさせていただいて、できるだけ土曜、日曜というそういった限定した、そして条文化するというところまではできないんですけど、極力そういった形で協力もさせていただき、それから少年野球チームとか、それからIPUカップとか野球大会とかはそれぞれしながら、地域の方、そして学校、そしていろいろな方との交流試合もしていきたいということですので、この辺で条文化するところまではいかないんですけども、優先的にできるだけ協力体制でいくということをお話し合いをさせていただくということで、先方の環太平洋大学の方もそういうことについて極力地域の皆さんとのやりとりの中でやっていきたいということですので、その辺でご理解いただきたい。もう固めてしまった土曜、日曜は必ず町民ないしは今まで利用していた方々が使えるようにということの限定まではちょっとできないというようになってますので、そこら辺も含めてできるだけ協力体制の中で進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 土日という無理があるかもわかりません。私、土曜のことも言われたんかと思うんですが、日曜日の第1、第3とか、第2、第4とか、向こうも借りて整備する以上、土日が通ればいいんですけど、なかなか無理かと思うんで、日曜日だけでも十分じゃないかと。スポーツ少年団が土曜日を使うというのは聞いておりますが、社会人が使うというのは聞いてませんので、日曜日だけでも最低限月に2日程度は何とかしてほしいと。といいますのも、体育協会の総会で可決された事項にも社会人軟式野球大会、10月1日、2日に総合グラウンドですというような計画も通つとるわけですから、そこらあたりの協議を十分されてやらないと、IPUありきでいっとなんじゃというふう利用している一部の町民は不快感を強く示しているということですので。そのあたりも考慮されまして、先ほど町長から前向きな回答もいただきましたんで、2日程度はぜひ何とかしていただくということを大いに期待して、条例の中でというのは確かに難しいと思いますので、覚書か何かでぜひしてやっていただきたいと思います。

それから、次の議案にも係る部分もあるかもわかりませんが、日笠小学校の跡地、山田小学校の跡地、これらもあわせてこれから整理すると同時に、前向きにぜひやっていただきたい。日笠の場合は、前にも言いましたが、検討委員会を立ち上げていろいろ議論したことが突如白紙になってしまったということもありますので、しっかりと前に進めていただきたいということと、それからもう一点、総合グラウンドの代替施設、前回の議

会で819万円の測量設計を含んでおりますが、一部では我々に報告がない問題、ヤクルトの2軍を呼んで、すばらしい球場をつくって、場所までこうこうだと、一部の反対もあるとか、いろんなうわさが耳に入ってきます。ちゃんとした形で、それも執行部から流れた話のように私のところへは入ってきております。我々は何もそこまで聞いてないのが、どんどんどんどんうわさや情報で流れていくと我々の立場もおもしろくありませんので、ぜひとも自信を持って情報はきちんといただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） では、ちょっと長くなるかもしれませんが、答弁に差しさわることはないことでありますけれども、質問をさせていただきます。

まず、全体として、今回のこの学校法人との契約です。非常にやり方が拙速というか、そういう感があります。住民合意がまだ十分できていない。議会の方でも5月31日に答申案が出ているということでございますが、この全員協議会で跡地問題での答申案、7月21日の全員協議会になって初めて私は知るといふ。ほかの議員は十分知つとられたのかもしれませんが、全員に配付したのはそれが初めてだろうと思います。

それから、説明会は、住民に直にしたのは和気学区ただ1カ所、57名にしている。石生地区では、区長その他役員17名の跡地問題の関係者に説明をしているんですか。これが、5月のいつでしたかね、ちょっと日には忘れましたが、しておりますよね。というぐらいで、とにかく手続上に問題があるというふうには思いません。これについてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それから、大体この契約は20年間ですよ。平成29年8月1日から49年3月31日まで。これは、今ここにおられる方々、同僚議員そして執行部の方でかなりの方がもうここにおられない可能性がある。こういう契約をするということが不可解といひましようか、本当に責任を持ってこの後を見ていけるのか非常に不安なものでございます。

たしか、これは逆に和気町が借りる方ですが、駅南の駐車場は10年ぐらいじゃなかったですか。もうじき期限が来るそうでございますが、そういうふうなこともあるので、この20年というのが非常に長いと。で、これは延長すればすぐこれは40年になる。本当に半永久的になるのではないかなと。それは20年たったらもうええというふうなことになるかもしれませんが、そういうおそれがあるわけでございます。非常に契約が長い。

それから、文書そのものとか人が言ってること、それだけでは私は信用しません。今回の議会の運営についても、今回のこの仮契約書、この変更、これは議案第58号の分ですか、15条について変更すると差し替えを言われてきたのがきょうの議会の2日前の29日です、私いただいたの、参考資料の差し替え。こういうことは非常に和気町はこの学校法人からいわばなめられているんじゃないかと、非常に一貫して創志学園に有利にやっているわけですよ。非常にもりそば、かけそばというふうなのが国会の方でもありますけど、そういう創志学園ありきで全てやっていて、今回もこういうふうに譲っているといひましようか、非常に向こうに有利なやり方といひましようか、そのものが今後の創志学園との関係を示唆しているというふうには思います。また、こういうやり方でずっと創志学園との関係が使用貸借をするわけですけど、続いていくのではないかと、そういう杞憂を持っているので、その点はいかに思われますかということでございます。

もう一つだけ、ごめんなさい、これは単純な質問です。

グラウンドについては、返還する補助金がない。国から補助金をもらっておれば、それを返還する必要があるということで条例をつくったわけでございますが、そういうものと石生小学校を1つの議案で出していると。これが非常にわからん。だから、グラウンドとこれを分ければ、グラウンドは有償で貸すということをやっても、

返還するという事は出てこないと思うんですけども、その点のことっていうのはどんなんですかね。グラウンドを貸してもらえなければ石生小学校も要らないということで向こうはあるんだろうと思うんですけど、それは技術的な問題ですけど、それがもしわかれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、地元説明についてのお話をまず最初にさせていただきたいと思います。

検討委員会の答申、こちらの方を5月31日に受けまして、町の方は地元説明、6月1日に石生地区、それから6月3日に和気地区、こちらは和気地区住民の方々の対象の説明会を行っているところです。それぞれ地区によりまして、こちらの和気地区については検討部会が立ち上がってなかったということで、地元住民の方に説明を行ってきたところでございますが、その説明をいたしまして、再度7月になりまして、石生地区には検討部会、その地区の代表の方17名を対象に事業者説明も行ったところです。和気地区につきましては、住民の方を対象に7月10日に説明を行ったところですが、改めまして事業者の説明を行っておるところでございます。取り扱いが違いますといいますが、先ほども申し上げました検討部会での時間調整ができてなかったということでご理解いただきたいと思います。

それから、20年の更新手続につきましてですが、こちらの20年という考えにつきましては、10年、20年という考えがあるかと思うんですが、文部科学省の学校新設が20年という考えでございまして、そこらあたりの借用の条件を基本に考えたものでございます。それと、創志学園のこのたびの事業で7億円から8億円の事業投資をするということで、末永く事業を行ってもらいたいという観点からも、そういった20年を設定しております。

それから、方針については、20年後に再度議会の議決が必要になってきますので、期間満了後、また新たに契約の手続が必要になってくるかと思っております。

それから、グラウンドにつきましての補助でございますが、こちらにつきましては事業提案の中で検討委員会等で両小学校と総合グラウンドを合わせての提案ということで、あわせて検討を行ってきたということで、議案としても合わせて1議案の取り扱いとさせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりましたけれども、最後に1つだけ。

だから、先ほど言った、差し替えがあった件については、何か言ったかな。

（「済みません」の声あり）

これはさっき言ったよね。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 使用賃貸契約書でございますが、こちら一度議会の参考資料をお配りした後に変更させていただいております。28日に仮契約をしておるわけですが、契約の過程の中でそれぞれの双方の思いを出したもので、それぞれの顧問弁護士と協議を行いまして、創志学園から出された提案についても、こちらがのめないものについては契約の条項で削除いたり、最終的に15条の変更につきましては20年後ということなんで、返還理由の明記についてうたわせていただいたということで、それぞれの意見調整の中で契約書は成立をいたしましたものです。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） ですから、そういうふうと言われるんですが、やはりこの創志学園との話が結局2年前から、教育長、社会教育課長、次長ですかね、最初に行かれたんは誰でしたかね、創志、IPUの方に。話が進んでいって、全て終始一貫そのペースで進んでいったと。私が聞いているのは、2億円かけてリフォームする。そ

れは自分で片すからぜひ早くしてほしい、5月に早く貸せとかいろいろな働きかけがあったというふうに、たしか教育長から聞いたように思うんですけど、そういうことが今後も続いて、いろいろ契約事項によって物事が全て進めていくんだからいいというふうにおっしゃるかもしれませんが、向こう側のペースで全てが運んでいくのではないかと。その点だけそうじゃないんだというふうなことであれば、その点を町長、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 進め方が拙速じゃないかということでございますが、これから一連のいろんな話し合いがあったんじゃないかというようなことも言われましたが、今回は跡地検討委員会というのを立ち上げて、議会からも3名出席いただき、そして各地域からもそれぞれ代表の方が出ていただき、そして職員も出て、跡地検討委員会で検討し、そして最終的な答申を受けて、それによって図面を引いたわけなんで、その間、地元との調整も、30日と7月3日と7月20日というような最終の日にはちだけを申し上げたんで、そういったことでもう結論が出たのかという捉え方があったのかもしれんのですが、それまでにいろいろと経過を踏まえながら、最終的にこの時点で地元了解が得られたということで申し上げたわけで、その間地元との協議は進めてきておるし、基本的には跡地検討委員会で答申を受けたことを基本に進めてきたわけでございます。事前にいろいろと教育委員会関係等、IPUとか創志学園との接触があったんじゃないかということですが、事前にそういう話はいろいろあったかもしれませんが、結果的にはもう法的なテーブルに乗せてそれぞれの進めをしてきたわけでございます。

今後につきましても、そういう形で本日皆様のご理解をいただいて、ぜひ今後の進めをさせていただきたいということで、よろしくお願いしますと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） じゃあ、少し細かい点ですけども、3点ほど。

まず、プロポーザルのときとこの幼稚園と、それから今回契約では、和気小学校の分ですけども——旧和気小学校ですかね——これ幼稚園を抜いたというのは、

（「今、議案第59号」の声あり）

じゃあ、和気小学校は議案第59号でやります。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 町長の姿勢についてお尋ねしたいと思います。

町長は、前のめりで大局観がないんじゃないかなという感じがするんです。例えば創志学園がどのぐらい県大会で勝っているのかというのを見ますと、岡山県下には私立の高等学校でも野球の強い高等学校がかなりありまして、創志学園が勝ち上がって県の代表になる情勢があるんじゃないかと、そうでもないんじゃないかという感じがするわけです。前のめりになって、全体的に物事を見てないんじゃないかというふうに思うわけでありませう。石生の活性化についても、石生の近く、赤磐市の小学校、中学校のすぐ近く、川を渡らなくてもあるわけですね。そういう点からいうと、町民のために何が必要かというのを大きな目で大局観を持って住民本位の行政ができてないんじゃないかというふうに思います。

グラウンドを貸すんだったら、新しくつくるまで待ちなさいとか、佐伯の方に行ってくれとかというふうに言えればいいのであって、何も和気町民の方が石生のグラウンドを率からいうとたくさん利用してるんですから、町民の方を犠牲にしなくても、できるまで待つのは創志学園の方が待てばいいんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう町長の姿勢について、町民をもうちょっと大切にする。

例えば野球部も、佐伯のグラウンドまで自転車で行くのは無理です。こっちのグラウンドを使って練習したい

というふうには部長も言われるわけですから、そこら辺の町民の声を謙虚に聞いてあげる。大きいとこばかりに自らで出かけて行って聞くのではなくて、例えば和気高校の野球部の練習のところに行ってみて、どうかなと聞くぐらいのことは、役場の近くですからできやあせんかと思うわけですが、そういうことをせずに、足元を固めずに、大きいとこばかりを見ているんじゃないかと。町民の視線を無視しとんじやないかなというふうに思います。

石生のグラウンドはどういうふうな使い方をしておるかという、町民の方が創志学園の使う率よりは高いわけですから、待つんだったら創志学園。鵜飼谷の近くにつくるといふことと、まず用地の買収から図って、何年先になるやらわからんわけです。そういうふうなことで、まず最初に町民の方を優先するというふうな姿勢を町長は持った方がいいんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。

それから、石生の活性化ということについても、今さっき言いましたが、近くに学校があれば、大きな目で見ると、石生全体の活性化を考えると、橋を渡って西の端から東の端まで行かんでも、すぐ近くに学校があるわけですから、赤磐市の学校ですが、そこら辺まで視野を広げて考えていくということで、少子・高齢化、少子・高齢化と言いますが、どんどん少子・高齢化が進むような方向で施策をするのではなくて、こういう状況にあるんだから、だからもうだめなんだというような考え方でなくて、例えば北海道では、人口が減っておりますが、人口がどんどん増えている町に行ったときに、どうしてこういうふうにかこの町は増えるんですかと議員研修のときに聞きましたら、それはもう職員がみんな熱心にやっとなです。職員がみんな熱心になぜやるかという、町長が出てきて先に立って頑張っておる、そういう姿勢が職員全体に浸透しておりまして、非常に全体的に頑張っておる写真展を開くとか、幼稚園、保育園の大きな立派なのをつくって子供を送り迎えするとかというようなことをやっておりました。お金を使うんだしたら、そういうふうな使い方をした方が私はいいんじゃないかというふうに思います。

やっぱり全体的に見て、視野を狭くするのではなくて、大きい創志学園がいいんだと、はて、それでいいんだらうか。和気町の町民のことを考えると、どういうふうにかそこをバランスとって考えたらいいかなというふうな目を大きく持って考えていくと、別の方向が出てくるんじゃないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 柴田議員も、いわゆるルールはよく知っとられると思っております。跡地検討委員会というものも立ち上げ、そして議会の全員協議会そして各地域の、何も石生のグラウンドを本当に先のめりてそのことを考えてきたわけじゃございません。それぞれ公の場で提案をしながら、その場で議論をしていただいて、5月31日に答申を受けたわけですから、私はその委員会へは一回も出てませんし、ですから私の意見がどうか、それから私の今までの経緯の中でも、私がこうしろとかああしろとかと言った覚えもございません。ですから、私の意思がここに反映されたとかどうかということではなしに、やはり公平な立場で答申を受け、それに基き今回の手続をしているわけなんで、そこら辺もご理解いただきたい。

それから、地域の皆さんについても、何も石生だけがよくなるかというわけではなしに、和気町全体がやはり活性化していかなくやいけない。いわゆる和気町の人口が3月、4月と増えてきたということについては、県下でも本当に大きな和気町という形で人口増になったということで、県議会も視察に来られるぐらい、本当に我々もいわゆる地方創生の中で人口増を図ってきたわけでございます。そういう成果も出てきたと考えております。

今後につきましても、この事業がいい形で町の活性化、そして何も石生とか和気だけが活性化するという意味ではなしに、今後日笠、山田につきましてもぜひ答申の中で考えておられますが、また新しい事業の参入が考えられれば、そういったことも視野に入れながら、日笠についてもできるだけ早く空き家の学校にしないで利用していきたいというふうに考えております。

グラウンドにつきましても、何も利用しておられる方を無視したグラウンドではなしに、一つのこの事業自体がグラウンドを中心としたベースボールパークということで、申請もあり、それを審査し、そして答申もなされてきたわけですから、答申を尊重しながら、今回の地元説明やいろいろな形もしながら、今回の議会提案をしているわけでございます。その辺はご理解いただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 今さっき質問した趣旨を考えていただきたいと思うんですが、答申委員会にしても、答申委員を選んだのは誰か。こういうことからさかのぼって考えると、答申委員会を隠れみのにすることはできない。やっぱり最終的には町長の責任であるということが言えるわけです。町民本位、町民のためを考える。例えば創志学園、IPUをこちらから訪問をして話を聞いて帰った。何もこっちから出かけていくことはなかったんじゃないかなと思うんですが、その出かけた結果がどうだったかという話も聞きましたが、テーブルの上には乗ってなかったというふうな返事でした。ところが、6月議会では、無償でという話が出てもうびっくり仰天したわけですが、やっぱり腰を据えて町民本位とはどういうことかということをしっかり考えていただきたいなと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） いわゆる行政は町民本位で進めておるわけございまして、町民なしに町が成り立っているわけじゃございません。今回の地方創生についても、町民と一体になりながら進めてきているわけでありまして。今回の学校跡地についても、これを5年、10年と塩漬けにして、本当に旧和気中学校のような形にならないように、特に全国的にも、本当に空きの小学校とか学校跡地ができておるといのは、非常に厳しい全国的な傾向でございます。和気町も、跡地検討委員会へ申請が出てきて、その中で選択ができたといのは本当にありがたいというように思っております。こういう申請がなくて、もう空き家で学校跡地が放置されているといのは、全国の本当に50%以下のいわゆる跡地が利用されているわけで、それ以上のもは全部空き家で、本当にほったらかしにしているといのが全国的な傾向でございます。今後、山田、日笠についても、できるだけ早く手をかけて跡地利用をしていきたいというように考えておりますので、議員の皆さんの力をかしていただかなければあできないわけでございます。ぜひそういった意味でも、跡地を本当にいい形で生かしていくといのが我々行政の責務だといように考えておりますので、一つのいろんな形、相手があるから相手とのつながりの中でやってきたんかといようなことは一切ないわけで、やはり公募の中で進めてきたわけでございますので、フェアな形で今後の行政も進めていかなきゃいけないというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） もうよろしいです。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

（2番 居樹 豊君「2番 居樹」の声あり）

議案第58号で。

（2番 居樹 豊君「はい、議案第58号で」の声あり）

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 細かいことですが、まず先般、全員協議会でしたかね、8月9日に、確認ですけども、各チームに団体といのは、これはこの前の議論で7月25日にやったといことで電話で山崎課長がいろいろ紹介したといことで理解していいのか、その確認と、それからいわゆる地元要望といのは、まだきちっとした形で、いつまでに、中身がどうかといのは我々は知りませんが、そこはもう町の方にお任せする

ことだけでも、具体的に大きな問題が地元へも出とんかどうか、その辺のちょっと確認。その扱いをどうするのか。これは本契約とは直接、これはもうあくまでもどういう形で話をするかは別にして、今回の参考資料にある契約書とはこれの付随した分ですけれども。

それから、総合グラウンド、これはもう私、冒頭から言いましたけども、新しい新グラウンドができればベストですけれども、やはり佐伯という多少距離的にあっても、あれをやるということで方向性が決まったけども、それで工事予算も決まっております。ただ、あれでいいっていうんじゃないしに、これはきちっと後フォローがこれ大事なんで、後から向こうに行ってやり出した、9月からですかね、そこはチームの監督方が、皆これなら十分だという、後から不平不満が出んように、これだけは。特に総合グラウンドというのは、これ過去にも議会でいろいろ議論がありました。それを十分踏まえて、今回予算を組んだからそれで終わりというんじゃないしに、やっぱりくれぐれも後フォローというか、グラウンドの、私に言わせれば、何回か言いましたけども、土なんかもうかなり劣悪、グラウンドとしては確かに十分じゃないと私は素人ですけども思います。だから、その辺も、言われるんじゃないしに、十分こちらから、それこそそれは前のめりによろしい、きちっと言われなくても、受け身じゃないしに、能動的に、あのグラウンドはもっとということ、やっぱり行った人がこれなら十分じゃというふうな不平不満がないようにということで、あと我々は地元ではそっちの方で、学校の方はもう学校の創志学園に任せます。だけど、やっぱりそこだけは神経を使っただけねということ、町民の方についてはそういう細かい日々の取り扱いが結構不平不満で回ってくるということになるんで、そういう細心の気配り、目配りをしてやるということは、これはこの仕事に限らんけども、そういう行政の仕事の仕方というのをもう少しきめ細こう、無神経ではいかんで、細かい神経を使いながらやっていただきたいということで、答えはよろしい。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 参考資料についてですが、字句の訂正をこの前お願いしたんですけど、12条と13条、見出しの部分をごどちらか一方に表現を統一した方がいいんじゃないかと思えますんで。契約をしているから今から訂正できるかどうかわかりませんが、12条、13条の見出しの部分、やっぱりこれは後で見ても余り格好ええ話じゃありませんので、訂正できれば訂正しておいてください。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 契約書につきましては、先ほど申しあげました28日に仮契約をしております、ちょっと内容を確認させていただきまして、取り扱いを検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） つくるときに大体こういうことはわかるじゃろう。確認するじゃあせんじゃの話じゃねえよ、本当に。こういうような不用意な言葉を余りたらたら使わんこと。これはもうきちっとしなさい、どちらかに。簡単なことじゃあ。だから、本契約が訂正できるかできんかわからんけど、もうそのことだけを確認して、訂正できるんなら訂正するというふうな答弁をいただければ、それはそれで済む話じゃ。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 申しわけございませんでした。確認をさせていただきたいと思っております。大変ご迷惑をかけました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第58号についての質疑を終わります。

ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 2つだけ質問しようと思ひまして。

1つは、これは細かいことでございます。

18ページ、第15条、これが変わったんですよ。「ただし」のところですか、「乙は、事業提案書の範囲及び第9条による甲の承認を得た範囲については、変更された状態のまま返還することができる」というあれで、これは原文は、「ただし、一方が原状回復の必要がないと認めるときは、変更された状態のまま返還することを妨げない」というあれで、かなり学校法人の側が有利な契約になったんじゃないかなという感じがするんですけど、この趣旨というのはどうなんですかね。その辺の担当者の回答を求めたいと思います。

それから、やはり和気学区はいろいろと要望があるということで、ちょっと同僚議員も質問されるかもしれませんが、以前はたしか、図には幼稚園の分も創志学園が使うように出てたというふうに私は思うんですけど、これを見ると、今回はその図には出てないし、幼稚園は答申では地元任せという考え方ですよ。それだけちょっと確認をお願いしたいなど。それは、地元から幼稚園を使わせてくれとかいろいろ要望が出たからに違いないと思うんですけど、その辺のことを2点教えてください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） それでは、失礼いたします。

西中議員の質問でございますが、契約書15条の変更について、まず1点ご質問ですが、変更前につきましては、ただし書きの中で「甲が原状回復の必要がないときは、変更された状態のまま返還することを妨げない」というものを現状の内容に変更しとります。

このことについては、基本的には承認を得て事業を行った場合、それでの原状回復ということはまず考えられなかったと。そういうことと、20年後の平成49年の返還時が想定されますので、そのことについては承認を得たものについては変更されたままでも構わないということで、両者間で合意して変更したものでございます。

それと、2点目でございますが、和気幼稚園につきましては、創志学園からの提案については公募の時点で出ておりませんでした。和気幼稚園で出ておりましたのが1事業者、ちゃていずというところが出てございましたが、創志学園は和気幼稚園の事業提案はございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） わかりました。じゃあ、幼稚園の件については了解です。ほんなら、ちゃていずというところから出てたということで、創志学園の方からは幼稚園の使用については出てなかったということでございますね。

それはいいんですけど、やはりこの使用貸借契約書ですか仮契約書、これは要するに最初に変更させてもらうと。その話をするときに、それを言ったらもうそれ以後はもうもとへ返さんぞと、これをはっきりここでうたっているというふうなことだと思うんですけど、それでよろしいですよ。だから、最初の向こうの提案に対してきちっとやっとかんと、ええ言うたらもう後には戻さんよとこううたっているわけですね。それだけ。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 変更することができるということを明記しておりますが、疑義が生じた場合には甲乙協議になってくるかと思いますが、基本的には現状のままということのご理解でいいかと思ひます。よろ

しくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 現状のままというのは、変更された状態のままですと返還しますよというふうに言っとんでしょう。もう一遍、そこを。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 済みません、言葉を先ほど間違っておりました。

変更されたままの状態だという解釈です。よろしくお願いいいたします。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 和気学区といいますと、統合に反対で、請願、陳情の出た地区であります。この間、跡地利用の区民との話し合いに出席させていただきましたが、和気学区の人たちは創志学園に貸すことに対して余り快く思っていないような雰囲気がありました。あと、区長と相談するとかというような話が出ましたが、やっぱり区民との会合ですから、区長は地方自治法上何らかの地位があるわけではありませんので、区民との話し合いは区民と話をしっかりしていただきたいと思います。

20ページのところで、使用貸借物件の一覧表というのが出ておりますが、建物も貸す、運動場だけでなく全部、校舎まで貸すというんですが、あそこは土地の低いところであります。そして、洪水のあったときなんかには、緊急に逃れなければならない何かポンプみたいなものが1つ橋の下のところにあります。あれだけでは能力が不足するんじゃないかというような感じがする場所なんで、緊急避難場所として校舎が使用貸借物件一覧表に出ておりますが、仮にあそこがつかったときには、避難した人たちはすぐ自宅に帰れるわけじゃないので、そこで生活せにゃならんような可能性もありますので、ポンプの改良と同時に、この校舎を貸し付けるというのは、寄宿舎にするわけでもないんですから、これは外してもいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 柴田議員のご質問ですが、校舎の利活用についてでございますが、事業提案の中でサークル事業の一コマ等で使うということで、避難場所等につきましては、有事の際は学校の使用については了承いただいております。議員がおっしゃられるような想定時にも、貸し付け方との協議で十分ご理解をいただけるものと考えておるところです。

それから、先ほどの地元調整の話でございますが、せんだっての和気地区の説明会におきましても、地区の皆さん出席のもと、最終的には区長との調整という中で話を進めさせていただきましたが、区長の了承、それから会議の閉会時には町長の挨拶で、区民の皆様には大きな拍手をいただいて賛同をいただいたものということできょうの運びにしております。

詳細については、区長とも調整させていただきますが、そういうことで区民全体での皆さんのご意見というのはなかなか難しい面がありますので、区長を窓口にもこれからも調整をさせていただけたらと思っております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 創志学園の寄宿舎になるのは、石生小学校の方だったと思うんですが、校舎は寄宿舎になるわけではないんでしょう。そうしますと、仮に水害があったときに、今さっきも言いましたが、そこで何日か生活するということになりまして、本当にそういうことがあったら困るんですが、水につかっただけにはかなりの期間その場所で、家が水につかたりしますと、畳を乾かしたり、自分の家に早急には帰れません。九州の水害を見ても、家がなくなる人がかなりおるわけですから、その間長いこと校舎の2階にでも住むということ

になりますと、これは何も貸す必要はないんじゃないでしょうか。土地はグラウンドとして、寄宿舎の石生のところからこっちに通ってくればいいわけですから、建物までは貸し付ける必要はない。給食場にしても、体育館は使う可能性があるとしても、校舎までは貸し付ける必要はないんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 柴田議員がおっしゃいます点につきましては、未曾有の災害とかのことかと思いますが、こちらにつきましては、今後災害協定20条の中でうたっております災害時の協定も結んでまいります。そういった中で、十分協議も行いまして、そういったことも十分カバーできるように考えていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 担当課長がそういうふうにおっしゃったわけですが、やはり町長もしっかりこのところを答弁していただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 和気小学校のところは低いから水害に遭うんだというような考え方ですが、和気小学校は以前は本当に水害で大変でしたけれども、鶴飼川のショートカット、そして和気には終末処理場の最終の排水機場も整備をいたしておりますので、本当に今の社会安全とは言えない。いつの時点でどういう災害に遭うのかわからないというのが現状でございますので、いわゆる災害対応については十分配慮しなきゃいけない。

そして、今回の学校用地並びに建物ということで物件の一覧表を掲げておりますので、これで貸借契約を結んでいくという、いわゆる当初教育学部を設置するというところでございましたので、教育学部ができなければ他の学部でもいいから学部を設置するというのが跡地検討委員会で指摘もされておりますので、そこら辺も踏まえてぜひ1年以内には学部の設置をしていくということで、今後も進めてまいりたいと。そして、地域の活性化、地域との一体性をやはり図っていかなきゃいけない。時々使うという形での今回の使用貸借というのは、ぜひ1年以内に解消しながら、いい形で地域と一体性のある大学のある学校跡地ということでぜひ整備をしていきたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 津山の方で大水が出て、和気ももちろん来るでしょうけども、秋とかに長い秋雨の後に台風が来るとか、梅雨の終わりに地盤が緩んだときにまた大雨が出たりするというので、上下水道課長にお尋ねなんですけど、あそこのポンプは十分対応ができますか。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 失礼いたします。

和気の小学校がある区域につきましては、曾根排水機場というポンプ場がございまして、そちらの方で排水の方を実施いたしております。現状の計画では、日量50トンまでの雨に対して排水が十分であると考えております。ただし、いかなる時期にどういった雨が降るかわかりませんので、そのときには避難指示等に従っていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 15条のただし書き以降を変えたということですが、変えることによって「甲は」という文章が全然なくなりますね。そうすると、これは乙の返還義務を中心にこの15条は考えられているということで、甲が返還してもらいたいときの返還請求権に係る主張を変えることによって、その意味合いを抑えたんじゃないかなと思うんだけど、ご先方の乙の強い要望があったと聞いとるんですが、その点はやっぱり交渉の

妥協の産物でこのような表現になったというふうに理解して差し支えないですか。甲が消えれば、もう乙だけだ。だから、返還する者の立場を中心に15条は読めるわけ、全体が。返還してもらう乙の立場の、要するに原状回復というふうな、そういう請求権は結局落としてくれということに向こうが強くと主張された結果、こうなったんですか。そこらあたりをちょっと交渉の過程の中でしょうけど、説明してほしいと思います。

こうなったということは、交渉の結果だから、それはそれなりに理解するんです。だけど、やっぱり向こうは、乙の返還義務を中心に考えてくれということ強く言うたんじゃろうなということ僕なりに思うわけじゃ。だから、その点に対する説明をちょっとお願いしたいなと思うて質問するんです。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

先ほどの尾崎議員の契約書の15条の変更についてでございますが、こちらについてはおおむね変更前で話できておまして、最終的な創志学園の最終決裁の段階で、20年先までの契約ということで、今の契約者では20年後のなかなか先が読めないということで、強い要望のもとにこちらの方を乙という表記の方へ変更させていただいております。私どもの方でもいろいろ検討いたしまして、顧問弁護士と協議いたしました結果、このような変更になっております。

おっしゃられるように、変更前に比べれば若干こちらの意味合いが薄れる表現となっておりますのは事実かなと思っております。

○議長（当瀬万享君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 返す者の義務と返してもらう者の権利と、そういうものが混在しているのが普通はこの規定の中身なんです。だけど、これを読む限り、返す者の立場を中心にここは書いてあるから、私はその点に向こうが強くと主張したんじゃないかなと思うんです。その点を法律家同士が交渉の過程の中で妥協点を見出したんだろうと思うんだけど、そのことは一応皆さん知っておく方がいいと思うから申し上げたわけで、反対するわけじゃございません。

○議長（当瀬万享君） よろしいですか。

（5番 尾崎忠信君「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第58号及び議案第59号の2件の質疑を終わります。

次に、お諮りします。

議案第58号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第58号について、財産の無償貸付について反対でありますので、討論をさせていただきます。

これは、総合グラウンドと石生小学校を20年間使用貸借契約するというので、無償で使用貸借を創志学園にさせるということでございます。20年間というこの使用貸借契約、これはさすがに長いというふうには思います。先ほども申し上げましたが、今町が借りている分と同和鉱業の土地、駅南の駐車場、これが10年間だと思っております。もうじき契約更改になると思うんですけれども、先ほども申しましたように、ここにおられる町長そして町の執行部、町議会議員の中で、かく言う私も果たして20年後元気で活躍しておられるでしょうか。

非常にその辺に疑問を持つわけでございます。本当に責任を持ってこれを契約できるのかどうなのか。とにかくこれをもし延長すれば、これはもう40年、60年、そういうふうに永久になるというふうなこともあると思います。

地元の町民の方が寄附をしたり、協力をして設置した学校、グラウンド——グラウンドについては一部池を埋めているということも聞いておりますが——そういういろいろな町民の方にも協力していただいて、町民のために使っていたもの、そういうものを簡単にほかの学校法人創志学園に無償で貸与させようとする考え方に反対であるということでもあります。誘致してくるならば、いつかも申し上げましたが、町長自らトップセールスをするあるいはつながりのある議員、県議、代議士、参議院議員あるいは和気町出身のいろいろな有力者の方々がおられると思います。そういう方に頼むとか、あるいは旧佐伯町でも桃谷順天館を誘致する際には沼田金属をやるうとして、それがだめになってまたいろいろと努力して誘致したとか、いろいろ努力の仕方はあると思います。地元の雇用にもつながるような企業を呼んできたらいいんじゃないかなというふうに私は常々思っております。例えばそういう事務所に貸して、それでITを使ったいろいろな作業ができる、そういう電話を使って受けるとか、そういうアウトソーシングというんですか、今ごろは、そういうものもできるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことをしないで、いろいろな努力をしないで、当面高校野球で活躍された創志学園、その親法人である学校法人創志学園に声をかけてIPU、環太平洋大学の野球部が使われるわけですか、寮とそれからグラウンド、練習場、それから一部投てき等にも使うというふうに言われておりますけども、そこに声をかけてずるとそこへ引き込まれていく、そういうふうに思われております。そういうのには反対であります。きちっとメリットとデメリットを含めて、町民各位の方の理解を得て実施しているなら文句はないのですが、その形跡は余り私には見られません。説明会は和気学区だけでありましたし、グラウンド利用者への説明は7月25日にやったと言われたんですかね。そういうことですが、グラウンド利用団体の方は、この期に及んで本当に納得されているのでしょうか。本当にその点が不安であります。

また、執行部は、学校関係者が無償貸与を希望していることを早々とそんたくをして契約しようとしているということでございますが、有償で貸与すれば何千万円も積み立てをしなければならぬ。そうなれば、そういうことは町民の側の方も、要らん金を使うぐらいなら無償貸与にした方がいいと、そういうふうに町民の意識がなびくと、そのようにお考えなのでありましょう。2年も前から話を始めて、学校法人創志学園ありきだったわけで、住民の理解を得るところか、環太平洋大学の側は5月ぐらいから本当は大学の野球部に利用希望だったので、こういうふうに5月にアリバイ的に1カ月間公募をかけて、4者でプロポーザルをさせて、そして創志学園に絞り込んだ結論を出しているわけでございます。あまつさえこの議案の参考資料である契約書をきょうの議会の2日前になって創志学園の言うように、非常に創志学園に有利な契約に変える、そういうこと自体あちら側の言いなりになっているというふうに私は示しているんじゃないかなというふうに思います。

これから先のこの創志学園との関係が心配です。杞憂に終わればいいですが、ぜひ賢明な判断を同僚議員にはお願いしたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それでは、議案第58号財産の無償貸付について、賛成でありますので、賛成討論をさせていただきます。

石生小学校跡地及び総合グラウンド等について、学校法人創志学園が提案されたベースボールパーク構想は、和気町の活性化と発展が大いに見込まれると期待できるものであります。

また、同施設は、自然及び人との触れ合い並びにスポーツ活動を通じて豊かな感性と創造性を育むための施設として運営されることが期待でき、人口減少への歯止めをかける意味でも、大学のベースボールパーク構想が実現され、定住人口また交流人口の増加に大いに期待ができるものであります。

以上の理由で、この議案に対して賛成をいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号財産の無償貸付についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） 起立多数です。

したがって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第59号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

この議案第59号についても、同様の趣旨でございますが、非常に一番気になるのは、和気学区は学校統合にずっと反対していたと。そういう中で、署名運動やいろいろなこともあった中でも、町民の意見を酌まずにどんどんやっていったと。それと非常にオーバーラップするような今回のやり方でございます。本当に町民の方を向いていないというんですか、その点が本当に残念なことでございます。とにかく先ほども申し上げましたように、もっといろいろな観点からいろいろな企業とかそういうものを調べて、その中でこの法人だというふうに言えるならばいいわけでございますが、その手続上の瑕疵、私は本当にあったというふうにとにかく思います。

また、本当に和気学区の方は、遊具の問題とか貸してほしいとかいろいろとあるということでございますが、今の議論を聞いていると、なかなかそう簡単にはとつぴにあれを貸してくれとかというふうなことは言えないような状況だなということがよくわかりました。一つ光明があるとすれば、幼稚園については地元で使えるというふうなことがあるわけでございます。

いずれにしろ、執行部がある学校法人の考え方をそんたくして契約しようとしているということでございます。とにかく2年前から話を始めて、学校法人、創志学園ありきだったわけで、本当に住民の理解を得ることが本当に不十分だったと思います。5月に公募して、4者のプロポーザルをさせて創志学園に結論を出していると。本当に短兵急にやってきました。そういう点が本当に残念な経過であるというふうに思います。

今回の15条を見ても、学校から提案があるときにもとへ返さんといけんというふうなものであれば、即リフォームはこれはいけんというふうに言わなければならない15条の契約だと思います。最初からきちっと腹を決めてかからなければいけない、そういうもんだらうというふうに、本当に学園側に有利な契約になっているというふうに思います。

とにかくこれから先の関係が心配であります。杞憂に終わればいいですが、とにかく町民の側に立って本当にやっていただきたいと思っておりますが、残念ながらそれができていないということで、反対でございます。せ

ひ賢明な結論をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 議案第59号財産の無償貸付について、賛成でありますので、賛成討論をさせていただきます。

旧和気小学校跡地については、学校法人創志学園が提案された学科行事、大学の特別授業、小・中学生への補完的学習支援は、和気町の活性化と発展が見込まれると大いに期待できるものであります。

また、同施設は、教育力、人材力、実践力を養うことが期待でき、教育の町和気町にふさわしい提案であると思ひます。

また、交流人口の増加、和気町の玄関口である和気駅の乗降客の増加も大いに期待ができるものであります。

以上の理由で、この議案に対して賛成をいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号財産の無償貸付についてを採決します。

この採決は、起立によって行ひます。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第59号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がござひます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 平成29年第6回和気町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案いたしました議案3件につきまして慎重にご審議いただき、ご議決を賜り、まことにありがとうございました。

今議会におきましていろいろと議論、ご指摘いただきました件につきましては、検証を行いつつ円滑な事業運

営に邁進してまいります。旧和気小学校、旧石生小学校の学校跡地、和気町総合グラウンドの学校法人創志学園への無償貸付につきましては、町の交流人口増加、町の活性化につながる事業として非常に期待されているところであります。今後も大学の存在を生かし、大学のある町として共生ができる地域づくりにつなげる施策を打ち出していく必要があると考えるとともに、地域住民と一体になりながら、その実現に向けて努力してまいります。

最後になりましたが、議員の皆さんにおかれましては、何かとご多忙の中日々お過ごしのことと思いますが、暑さもますます厳しくなっております。くれぐれもご自愛賜りましてご活躍されますよう祈念をいたし、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さまでございました。

○議長（当瀬万享君） これをもちまして平成29年第6回和気町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後0時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年7月31日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 山 本 稔

和気町議会議員 居 樹 豊